

入札公告

高知県町村会において、次のとおり一般競争入札を行いますので、高知県市町村総合事務組合契約規則(平成25年規則第3号)第5条の規定に基づき公告します。入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を作成し、当会に提出してください。

令和6年5月13日

高知県町村会

会長 池田 三 男

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 高知県町村会令和6年度広報誌「町村こうち」制作業務委託契約
- (2) 数量、規格等 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約の日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所 高知県自治会館（高知市本町4丁目1-35）

2 入札参加者に必要な資格

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 高知県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去2年以内において当会あるいは国（公社、公団等を含む。）、地方公共団体、その他の公的機関に対する物品等の納入実績が複数回ある者であること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）の規定に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月高知県訓令第1号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

3 申請書の作成に係る事項

(1) 申請書や仕様書等の交付

- ア 交付期間 この公告の日から令和6年5月30日（木）まで
- イ 交付方法 当会ホームページよりダウンロード又は直接受け取り
(URL：<http://www.c-kochi.jp/nyusatsu.html>)
- ウ 交付場所 〒780-0870 高知市本町4丁目1番35号 高知県自治会館
高知県町村会
電話 (088) 823-3216 FAX (088) 824-1158

(2) 申請書の提出方法

この一般競争入札への参加希望者は、あらかじめ以下の書類を提出すること。

- ア 提出部数 1部（第1号様式）
- イ 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時必着
- ウ 提出場所 高知県町村会
- エ 提出方法 直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便に限る。）

(3) 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を各1部添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、別の書類をもってこれに代えることができる。

- ア 物品等納入の実績（第2号様式）
- イ 見本紙等業務実績のわかるもの

4 仕様書等に関する質疑応答

(1) 質疑事項等がある場合は、別紙「質疑書」（第3号様式）を当会に提出すること。

提出方法は、次のいずれかによる。

- ア FAX (088) 824-1158
- イ 電子メール chousonkai@c-kochi.jp
- ウ 直接持参

なお、FAX 又は電子メールでの提出の場合は、電話で着信確認を行うこと。

(2) 質疑書の受付期間は、この公告の日から令和6年5月20日（月）午後5時（必着）までとする。

(3) 質問に対する回答は、令和6年5月22日（水）午後5時までに当会ホームページ（URL：<http://www.c-kochi.jp/nyusatsu.html>）に掲載する。

5 申請者の審査結果に関する事項

申請者の審査結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により申請書に記載されたメールアドレスにメールにて通知する。また、申請書を提出した者のうち当該入札に参加する資格のない者に対しては、参加できない旨及びその理由をメールにて通

知する。

通知予定日：令和6年5月27日（月）

6 入札に関する事項

(1) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印

(エ) 入札金額

(オ) 契約件名又は対象

イ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

エ 入札金額は、デザイン・レイアウト編集料及び印刷・製本費の年間の合算額を記載すること。

(2) 入札執行の場所及び日時等

場所 高知県自治会館 6階 第2会議室

日時 令和6年5月30日（木）午後1時30分

（代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出すること。）

(3) 開札 同時

(4) 落札者の決定

ア この公告に示した物品を納入できると当会会長が判断した入札者であって、当会において定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がある

ときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 開札後、落札者となるべき入札がないときは再度の入札（最多2回）を行うものとする。3回入札を行っても不落の場合は、最低価格で入札をした業者から順次、随意契約の折衝を行うことがある。

(5) 入札条件等

ア 入札保証金 高知縣市町村総合事務組合契約規則第7条及び第8条の規定による。

イ 最低制限価格 設定しない。

ウ 契約保証金 高知縣市町村総合事務組合契約規則第36条及び第37条の規定による。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他高知縣市町村総合事務組合契約規則第20条各号に該当する入札は、無効とする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書の作成の要否 契約書の作成を要する。

(2) 落札者が契約書に記名押印すべき期限 落札者は別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

8 その他

(1) 入札参加者は、一般競争入札参加通知時に送付する入札心得の各条項を承知すること。

(2) 提出された申請書等は返却しない。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とする。